

## 外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第30号。以下「令和2年事業法改正法」という。）の施行により、外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下同じ。）が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）の法執行の実効性が強化されることとなる。

このことを踏まえ、令和2年事業法改正法の施行の日以降の事業法の運用に関し、外国法人等が電気通信事業を営む場合における事業法の適用に関する考え方を以下のとおり示す。

### 1 外国法人等が営む電気通信事業に対して事業法が適用される場合

- ・ 外国法人等が、日本国内において電気通信役務<sup>1</sup>を提供する電気通信事業<sup>2</sup>を営む場合のほか、外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合、事業法が適用される。
- ・ 「外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する」とは、外国から日本国内にある者（訪日外国人を含む。）に対する電気通信役務の提供の意図を有していることが明らかであることを指し、例えば、次のいずれかに該当する場合には、当該意図を有していることが明らかであると判断され得る。
  - 一 サービスを日本語で提供している場合
  - 二 有料サービスにおいて、決済通貨に日本円がある場合
  - 三 日本国内におけるサービスの利用について、広告や販売促進等の行為を行っている場合

### 2 電気通信事業の登録又は届出

- ・ 外国法人等が、1で述べた電気通信事業を営もうとする場合は、事業法の規定に基づき、登録（第9条）又は届出（第16条第1項）が必要である。ただし、事業法第164条第1項各号に掲げる電気通信事業を営む場合を除く。
- ・ 登録又は届出の要否についての基本的な考え方は「電気通信事業参入マニュアル<sup>3</sup>」に示すとおりであり、登録又は届出が必要となる具体的な事例は「電気通信事業参入マニュアル〔追補版〕<sup>4</sup>」に示すとおりである。
- ・ 電気通信回線設備を日本国内に設置することなく電気通信事業を営む場合については、登録ではなく届出を要する電気通信事業となる。

<sup>1</sup> 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。（第2条第3号）

<sup>2</sup> 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。（第2条第4号）

<sup>3</sup> [https://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/eidsystem/law01\\_03.html](https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html)

<sup>4</sup> [https://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/eidsystem/law01\\_03.html](https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html)

- ・ なお、名目上電気通信役務の提供について料金を徴収していないとしても、実質的に電気通信役務の提供により収益を上げているとみなされるときには、「電気通信事業を営む」ことに該当し、登録又は届出をする電気通信事業となる。

### 3 国内代表者等の指定

- ・ 外国法人等は、電気通信事業の登録の申請又は届出を行う際に、国内における代表者又は国内における代理人（以下「国内代表者等」という。）を定めて総務大臣に提出しなければならない。また、外国法人等が国内代表者等を変更する場合には、新たな国内代表者等について総務大臣に提出しなければならない。
- ・ 国内代表者等は、事業法に基づき総務大臣が行う行政処分に係る通知及び事業法第167条の2に基づく法令等違反行為者の氏名等の公表に先立って意見を述べる機会を与えるに当たっての総務大臣からの通知を、外国法人等を代理して受領する権限を有しなければならない。
- ・ 国内代表者等は、事業法の規律に関連して総務省と外国法人等の間で行われる各種連絡について、総務省と外国法人等との間におけるコンタクトポイントとなることが期待される。

### 4 適用される事業法の具体的な規律

- ・ 外国法人等に適用される事業法の具体的な規律については、上記3の国内代表者等の指定を除き、原則として同種の電気通信役務を提供する電気通信事業を営む内国法人等と同一である。例えば、日本国内に電気通信回線設備を設置することなく外国から電子メールや利用者間のメッセージの媒介に係る電気通信役務を提供する場合において適用される主な規律は、次のとおりである。
  - 秘密の保護（第4条）  
具体的な基準については、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第152号。最終改正平成29年総務省告示第297号）」及び「同意取得の在り方に関する参考文書（案）<sup>5</sup>」を参照のこと。
  - 利用の公平（第6条）
  - 電気通信事業の届出（第16条）
  - 事業の休止及び廃止並びに法人の解散（第18条）
  - 電気通信業務の休止及び廃止の周知（第26条の4）  
具体的な基準については、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を参照のこと。
  - 業務の停止等の報告（第28条）  
具体的な基準については、「電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン」を参照のこと。
  - 業務の改善命令（第29条）

---

<sup>5</sup> 当該文書（案）は策定手続中であり、策定後は策定後の文書を参照。

具体的な基準については、「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針（案）<sup>6</sup>」を参照のこと。

- － 報告及び検査（第166条）
- － 法令等違反行為を行つた者の氏名等の公表（第167条の2）

以上

---

<sup>6</sup> 当該指針（案）は策定手続中であり、策定後は策定後の指針を参照。